

新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2021年5月20日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

会 社 名 株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長
 役 職
 氏 名 (署名) 

当社の代表取締役社長である田中謙治は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場のための四半期報告書作成にあたり「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」等の関係法令に準拠し、すべて重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場のための四半期報告書作成においては、業務分担と責任部署が明確にされており、適切な業務体制が整備されていることを確認しております。
3. 毎月開催する定時取締役会、必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報および業務の進捗情報が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が行われております。
4. 監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、監査等委員監査の実施、日常的な情報収集等を通じて、取締役会意思決定及び取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査担当者は、監査及び報告の独立性を確保したうえで、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指示事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役社長へ適宜報告しております。
6. 会計監査人である東陽監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

(2015.1.1)